

議会運営委員会 R 7 . 1 2 . 1 6 (火)

開 会 9 : 5 8
散 会 1 0 : 0 6

1. 意見書案の調整状況について

- 調整者の富田幸樹委員から、資料1のとおり意見書案3件が報告された。

2. 佐賀県議会議員の期末手当について

(1) 佐賀県議会議員の期末手当について

- 理事会における協議の結果、資料2～2-2の条例案を提出に賛同する議員（自由民主党、自由民主党ネクストさが、県民ネットワーク）が提出者となり、提出されることが報告された。

(2) 議員報酬等の一部改正条例（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、本日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

3. 議事等について

(1) 追加議案（甲第50号議案）に対する質疑について

- 昨日の午後3時までに質疑の通告はあっていないため、質疑はなしと確認された。

(2) 追加議案（甲第50号議案）の修正の有無について

- 各会派修正なしと報告された。

(3) 議案・請願等の討論者名等について

- 自由民主党、自由民主党ネクストさが及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は次のとおり討論を行うと報告され、その旨確認された。

番号	件 名	提出者の説明	反対討論	賛成討論
乙第 61号	令和6年度佐賀県歳入歳出 決算の認定について		武藤明美議員 (日本共産党)	
請第 3号	佐賀県の子どもたちにゆき とどいた教育を求める請願			武藤明美議員 (日本共産党)

4. 議員派遣の件について

- 資料3のとおり議決することが申し合わされた。

5. 本日（12月16日）の会議の順序について

- 事務局から、資料4～4-2のとおり説明された。

6. 閉会中の継続審査について

- 議会運営委員会の所管事項のうち
 - 1. 議会の運営に関する件
 - 1. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
 - 1. 議長の諮問に関する件以上3件について、諸般の検討を要するため、閉会中の継続審査としたい旨、議長に申し出ることが申し合わされた。

7. その他

- 本日の本会議の開議時刻は、12月15日の議会運営委員会で、午前11時目途と決まっている旨が確認された。

8. 執行部発言の有(無)

令和7年11月定例会意見書・決議（案）一覧

（令和7年12月16日）

<意見書（案）>

提出会派	件名	備考
全議員	意第13号 医療・介護等の提供に係る物価・賃金の急激な上昇等に対応するための診療・介護報酬改定と財源確保を求める意見書（案）	
〃	意第14号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）	
〃	意第15号 太陽光発電設備のリサイクル等の推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）	

<決議（案）>

提出会派	件名	備考

議第3号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12

月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

佐賀県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和 年 月 日提出

提出者 別紙

議 員 派 遣 の 件

佐賀県議会会議規則第 129 条第 1 項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

令和 7 年 12 月 16 日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一

○令和 7 年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 上記セミナーへの参加
- (2) 期 日 令和 8 年 2 月 5 日、6 日
- (3) 派遣場所 熊 本 県
- (4) 派遣議員 留 守 茂 幸、 土 井 敏 行、 池 田 正 恭、
木 村 雄 一、 桃 崎 祐 介、 石 丸 太 郎

○令和 7 年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 上記セミナーへの参加
- (2) 期 日 令和 8 年 2 月 5 日
- (3) 派遣場所 熊 本 県
- (4) 派遣議員 岡 口 重 文、 古 賀 陽 三、 下 田 寛

本日（12月16日）の会議の順序（案）

1 開 議

- 2 甲第50号議案 令和7年度一般会計補正予算（第6号）に対する
質疑、委員会付託

3 議案関係

（討論及び採決）

- （1）乙第61号 令和6年度歳入歳出決算の認定について …… 1件

（採決のみ）

- （2）甲第46号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）
…………… 1件

- （3）甲第47号～甲第49号 …………… 3件一括

- （4）甲第50号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）
…………… 1件

- （5）乙第63号～乙第89号 …………… 27件一括

- （6）乙第90号 教育委員会委員の任命について …………… 1件

- （7）乙第91号 土地利用審査会委員の任命について …………… 1件

- （8）乙第62号 令和6年度工業用水道事業決算の認定について
…………… 1件

（上程及び採決）

- （9）議第 3号 県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の
一部改正 …………… 1件

4 請願関係

(討論及び採決)

- (1) 請第 3号 佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める
請願 1件

(採決のみ)

- (2) 請第 2号 私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・
教育条件の改善をもとめる請願書 1件

5 意見書案関係

(上程及び採決)

- (1) 意第 13号 医療・介護等の提供に係る物価・賃金の急激な上昇等
に対応するための診療・介護報酬改定と財源確保を
求める意見書(案)

意第 14号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書(案)

意第 15号 太陽光発電設備のリサイクル等の推進及び適正な
廃棄処理に関する意見書(案) 3件一括

6 議員派遣の件

7 継続審査事件

8 閉会